中央環境審議会自動車排出ガス専門委員会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第九次報告)」 (案)に対するパブリックコメントの実施結果について

○意見の提出者数

合計

5通

内訳

	特殊自動車に	オパシメータ
	関する意見	に関する意見
メーカー・業界団体	4	1
その他企業	0	0
NGO	0	0
個人	0	0

パブリックコメントによる意見の概要及び意見に対する考え方

1. 特殊自動車の排出ガス低減対策に関する意見

意見の概要	意見に対する考え方
(排出ガス試験法) ①NRTC モードにおける冷機・暖機条件の冷機 10%を米国基準である5%とし、欧州で放射されている結果を踏計されている結果を関調和すべき。 ②米国 EPA と整合してコーナーを関いて、10%がは見いないででであるができる。 (EPA の5%とがられているのでその動きをいるのは、平均的な1労働日でのは、平均的な1労働日での時性を解析するため、40台の運転データから導かれたものである。)	NRTCモードの冷機状態(10%)については、我が国の使用実態等を勘案した結果定めたものです。ご要望の自動車排出ガス規制の国際調和については、今後とも、我が国の環境保全上支障がない範囲内において、適切に対応していきたいと思います。
 (NO x 目標値) ③19-56kW の出力範囲に対する NO x の目標値については、米国及び EU の規則で定めているように NO x + NMHC とすべき。区分するのであれば、NO x 4.3g/kWh、NMHC0.4g/kWh とすべき。 	平成 22 年度(2010 年度)に SPM 及び NO2 の環境基準をおおむね達成し、その後更に改善を図るために各種の施策を実施しているところです。このため、NO2 の環境基準達成のためには、NO x 単体の排出ガス目標値を設け、対策を実施することが必要です。 また、具体的な目標値設定にあたっては、自動車排出ガス専門委員会において特殊自動車メーカー等関係者からヒアリングを実施しており、目標値及び目標達成年は専門的な判断の下、次期排出ガス低

ります。

減目標値として妥当な数値として報告を行ってお

(適正な燃料の使用)

- ④特殊自動車に使用される燃料について、「実効性のある取り締まりや行政指導について検討する」という文言を追加すべき。
- ⑤排出ガス性能の維持、担保、 後処理装置の耐久性を維持す る為、低硫黄軽油(10ppm 軽 油)の使用を義務つけるため の法的規制の導入の必要性に ついて答申すべき。

特殊自動車の燃料についての行政指導等については、現在も行っているところです。また、低硫黄軽油の使用の義務づけについては、特殊自動車の燃料の使用実態調査や普及啓発等の対策を実施し、オフロード法に基づく適正燃料使用の取り組みの効果を評価した上で、十分な排出ガス低減効果が得られないと判断される場合には、必要な規制の導入について検討していきたいと思っています。

(目標値達成時期)

⑥特殊自動車の低減目標の達成 時期について、平成 23 年 (2011 年)末までとあるの は、年末か、年度末のいずれ のことか。

本報告の達成時期は、平成23年(2011年)末までという記述の場合、遅くとも平成23年末(年度末ではなく)までに達成すべきと言う意味です。

(その他)

- ⑦耐久試験を行う場合には、メ ーカーの指定燃料を使用すべ き
- ⑧NTE 試験の実施については、 今回規定されていないが、今 後実施する場合は、米国 EPA のものと整合するべき。

耐久試験時の燃料といった具体的な認証時の取扱については、認証制度を運用している関係省で決定されておりますので、いただいた意見につきましては、関係省に配布させていただきます。

左記ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

2. 黒煙規制の見直しに関する意見

意見の概要 意見に対する考え方 (測定方法及び目標値) オパシメーターの目標値については、規制の公平 性等の観点から絶対値によるものとしております。 ①オパシメーターの測定方法及 フリーアクセルの試験方法は ECE-R24 の内容と び目標値を欧州の規制値(認 同様のものとなっております。試験法の詳細部分に 証値+0.5m-1) に調和してほ ついて ECE-R24 と調和させるか否かについては、 しい。 認証制度を運用している関係省で決定されており ②フリーアクセルの測定方法を ますので、いただいた意見につきましては、関係省 ECE-R24 の測定方法に調和 に配布させていただきます。 してほしい。 (特殊自動車の黒煙) 特殊自動車については、現在 DPF を装着した車 ③特殊自動車の黒煙試験につい 両が無いため、DPF を装着した特殊自動車の技術 ても、オパシメーターによる の動向や PM の排出実態の状況等の見極めを行い、 測定へ変更してほしい。 オパシメーターによる規制の導入について検討を 行います。 (法規制化の時期) ④オパシメーターの導入により 09年目標値の告示については、オパシメーター ポスト新長期規制(09年目 の部分を分離して、平成 19 年 12 月 13 日に告示し 標)の告示が遅れないように ております。また、オパシメーターの部分について してほしい。オパシメーター も答申された場合には速やかに告示化したいと考 の採用がポスト新長期と同 えております。 じタイミングになっている ことから、法規制化のタイミ ングを早くしてほしい。 09年目標値については中央環境審議会「今後の (規制の適用期日) 自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第八 ⑤規制の適用時期は法規制化の 次答申) において定められており、これを受けて国 タイミングをベースとして 土交通省において、具体的な規制開始日等のパブリ 設定してほしい。 ックコメントが行われたところです。適用時期につ いては、排出ガスの許容限度そのものを定めるため

きます。

のご意見ではないので、関係省に配布させていただ

3. 今後の自動車排出ガス低減対策に関する意見

(1) 今後の検討課題について

意見の概要	意見に対する考え方
①微小粒子数規制について は、現在検討中である欧州 の基準との整合も検討いた だきたい。	
②E10 燃料を使用した場合の 排出ガスへの影響について は、欧州や米国に検討した 実績がありその結果を活用 いただきたい。認証時の試 験燃料についても、欧米流 の考え方を取り入れた試験 燃料の性状を検討いただき たい。	左記ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
③VOC 対策は車の走行時より燃料補給時の問題であるので、給油時の燃料蒸発ガス対策について、リカバリーシステム付きのフューエルポンプを付けることを推奨します。	左記ご意見につきましては、今後の参考とさせてい ただきます。また、環境省をはじめ関係省庁に参考送 付させていただきます。
④シャシベース(軽中量車)のドライビングサイクルの国際基準調和を強力にサポートしてほしい。	国際基準調和については、今後も、我が国の環境保全上支障がない範囲内において適切に対応していきたいと思います。